

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《広島県》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
特区内での実証を踏まえて開発された医療機器等については、製造販売承認申請に関する薬事相談の受付や審査を優先的に行う	薬事法第 14 条第 3 項及び同第 7 項	<p>【厚生労働省】</p> <p>優先審査については、現在も希少疾病用医療機器の他、重篤な疾病等を対象とする新医療機器であって、医療の質の向上に明らかに寄与すると認められるものは優先審査の適用を受けることができる。</p> <p>→ 製造販売承認に係る優先審査等の各種制度を俯瞰的に整理し、事業者が制度を活用しやすくなるような措置について、検討要請。</p>	なし
補助金制度等における繰越可能な事由を拡大する	財政法第 14 条の 3, 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	<p>関係省に確認中</p> <p>→ 拡大を求める具体的な繰越可能事由、補助事業等を確認したうえで、関係省に対し検討要請。</p>	なし